

改正

中小企業向け

所得拡大  
促進税制の  
お知らせ

このチラシの内容が  
適用される年度は、平成  
30年4月1日以降開始  
の事業年度です。

# 従業員の給与を増加させると 増加分の一部が 法人税から控除されます！



## A 社の場合



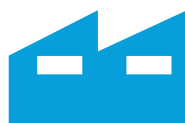
- 従業員の給与を総額で 300万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より 1.5% 上昇させた。



**45万円**  
税額控除!!

給与上昇額の 15%  
(300万円 × 0.15 =)  
45万円が法人税から  
税額控除されます。

## B 社の場合



- 従業員の給与を総額で 400万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より 2.5% 上昇させた。
- 人材投資にも取り組んだ。



**100万円**  
税額控除!!

給与上昇額の 25%  
(400万円 × 0.25 =)  
100万円が法人税から  
税額控除されます。

## C 社の場合



- 従業員の給与を総額で 500万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より 2.5% 上昇させた。
- 経営力向上計画<sup>※</sup>の認定を受け、生産性向上を実現した。



**125万円**  
税額控除!!

給与上昇額の 25%  
(500万円 × 0.25 =)  
125万円が法人税から  
税額控除されます。

※コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画。税制や金融などの支援を受けられます。

# < 中小企業向け<sup>※1</sup> 所得拡大促進税制 > 適用の要件

給与総額<sup>※2</sup>が前事業年度を上回っているか？

YES

NO

継続雇用者給与等支給額<sup>※3</sup>の増加率が前事業年度比で、

1.5%未満

1.5%以上 2.5%未満

2.5%以上

対象外

以下のいずれかの要件を満たしている。

- 教育訓練費が、対前事業年度比で10%以上増加。
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること。<sup>※4</sup>

NO

YES

前事業年度からの  
給与総額の増加分の

**15%**を税額控除<sup>※5</sup>!!

前事業年度からの  
給与総額の増加分の

**25%**を税額控除<sup>※5</sup>!!

※1 租税特別措置法上の中小企業の該当要件：資本金又は出資金が1億円以下で、発行済株式や出資の一定割合（1つの法人により50%又は複数の法人の合計で3分の2）以上が大規模法人に所有されていない法人。または、資本若しくは出資を有しない法人又は個人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの。

※2 継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等の額は含まれない）。

※3 継続雇用者（前事業年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

※4 事業年度終了後に報告書を作成し、税務申告時に要提出。

※5 税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限。

## お問い合わせ

### 所得拡大促進税制について

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日 9:30-17:00)

◆ 所得拡大促進税制ご利用ガイドブック

中小企業庁 所得拡大促進税制 検索



◆ 平成29年度までの制度概要

所得拡大促進税制 検索



### 経営力向上計画について

経営力向上計画相談窓口

TEL: 03-3501-1957 (平日 9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせは、申請を行った窓口にお問い合わせください。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

◆ 経営強化法による支援

経営力向上計画 検索

